

JR総連元特別顧問松崎明さん 国家賠償請求訴訟不当判決！

6月24日、東京地方裁判所は、松崎明さんが訴えていた国家賠償請求訴訟において「棄却」の不当判決を下しました。松崎さんは、2008年1月29日「業務上横領」をデッチ上げられ、強行された一連の強制捜査と虚偽の情報流布に対し、東京都（警視庁公安部）と国（東京簡易裁判所）を相手に、総額約1億2千万円の損害賠償を求め闘ってきました。

警視庁公安2課は、松崎さんに対し執拗な捜査を続け、「犯人」扱いすると共に、虚偽の情報をマスコミに流布しました。特に、『週刊現代』西岡記者は、その情報をもとに「テロリストに乗っ取られたJR東日本の真実」と題する記事を24週にもわたり連載し、過激派キャンペーンを繰り返しました。

しかし、「業務上横領」は、昨年12月28日不起訴となり、すべてが警視庁公安2課のデッチ上げであったことが明らかとなったのです。にもかかわらず、判決では、強制捜査は違法ではないという全く不当な判断を下したのです。

さらに、虚偽の情報提供による連載記事は、「原告の社会的評価を低下させる」として名誉毀損を認定しつつも、記事によって「社会的評価の低下を予見できない」から賠償責任はないとしています。また、令状発布に対しても、「被疑事実の真相解明に必要である」とし、違法性はないとしたのです。これでは、警察が嫌疑をもてば、強制捜査やマスコミへの虚偽情報の流布など、何でもできるということを裁判所が認めたことになるのです。全く許せない不当判決です。松崎さんは、直ちに控訴しました。

同日、スパイ糾弾訴訟口頭弁論も行われ、嶋田一味・新妻が出廷しました。判決後、弁護士会館で記者会見及び報告集会を行い、今回の不当判決は、蒲郡駅事件、JR浦和電車区事件と同様、国策弾圧であり、断固闘っていくことを確認しました。



国策弾圧を許すな！
あたり前の労働運動を通じて正義の闘いを推し広めよう！